

第1回 教育委員会会議日程

開催期日 平成31年4月25日（木）

開催時間 16時30分

開催場所 芽室町中央公民館2階図書資料室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第1号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第5 報告第2号 就学指定校変更認定の件（非公開）

日程第6 報告第3号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第7 議案第1号 芽室町学校医委嘱の件

日程第8 議案第2号 芽室町教育支援委員会委員委嘱の件

日程第9 議案第3号 芽室町教育研究所職員委嘱の件

日程第10 議案第4号 第12地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件

日程第11 議案第5号 芽室町学校給食運営協議会委員委嘱の件

日程第12 議案第6号 芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件

日程第13 議案第7号 芽室町の部活動のあり方に関する方針策定の件

日程第14 議案第8号 芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定の件

閉 会

日程第4

報告第1号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

平成31年4月25日提出

芽室町教育委員会教育長 武田孝憲

平成31年度就学援助認定総括表

(平成31年4月1日現在)

申請世帯	184 世帯
認定保留世帯	1 世帯
認定世帯	154 世帯
要保護世帯	2 世帯
準要保護世帯	152 世帯
経済的困窮世帯	77 世帯
児童扶養手当受給世帯	71 世帯
町民税非課税世帯	3 世帯
国民年金保険料免除世帯	1 世帯
生活保護廃止世帯	世帯 世帯
不認定世帯	29 世帯
認定廃止世帯	世帯

◎最近5年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	184	154	29	2	13.4

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(4月1日現在) (小学校)

学校名＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	18	9	12	12	21	13	85
上美生小学校		2		2		1	5
芽室西小学校	9	4	8	8	6	4	39
芽室南小学校			1		1	2	4
合 計	27	15	21	22	28	20	133

(中学校)

学校名＼学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	18	25	15	58
上美生中学校	2	4	2	8
芽室西中学校	14	12	10	36
合 計	34	41	27	102
			合計	235

●準要保護不認定者数一覧(4月1日現在) (小学校)

学校名＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	5	2	5	3	2	2	19
上美生小学校							0
芽室西小学校	2	2	1	1	1	5	12
芽室南小学校							0
合 計	7	4	6	4	3	7	31

(中学校)

学校名＼学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2	4	5	11
上美生中学校				0
芽室西中学校	1	3	1	5
合 計	3	7	6	16
			合計	47

◎要保護認定者数一覧

芽室小学校	6年	1 人
芽室西小学校	6年	1 人

計 2 人

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
6	1	5	8	10	7	37
			1		1	2
2	2		5	3	3	15
						0
8	3	5	14	13	11	54

(中学校)

1年	2年	3年	計
9	13	6	28
	2		2
5	6	2	13
14	21	8	43
		合計	97

○町民税非課税世帯

芽室西小学校	3年	1 人
芽室中学校	1年	1 人
芽室西中学校	3年	1 人

○国民年金保険料免除認定者数

芽室小学校	5年	1 人
-------	----	-----

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に
対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を充分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消すことができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（平成20年4月25日決定）

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（平成20年8月22日決定）

附 則

この要領は、決定の日から施行する。（平成29年11月30日決定）

日程第 5

報告第 2 号

就学指定校変更認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 8 条の規定に基づき就学指定校の変更について、報告します。

平成 31 年 4 月 25 日提出

芽室町教育委員会教育長 武田 孝憲

日程第6

報告第3号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

平成31年4月25日提出

芽室町教育委員会教育長 武田孝憲

日程第 7

議案第 1 号

芽室町学校医委嘱の件

平成 31 年 4 月 1 日付け任命に伴い、学校保健安全法第 23 条の規定に基づき、学校医を委嘱しようとするものであります。

平成 31 年 4 月 25 日提出

芽室町教育委員会教育長 武田 孝憲

学校医委嘱予定者名簿

委嘱期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日（1 年間）

中 村 利 仁 (公立芽室病院)

○学校保健安全法

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に關し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

(平一一法一六〇・一部改正、平二〇法七三・旧第十六条繰下)

日程第8

議案第2号

芽室町教育支援委員会委員委嘱の件

芽室町教育支援委員会規則第4条の規程に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

平成31年4月25日提出

芽室町教育委員会教育長 武田孝憲

芽室町教育支援委員会委員名簿

委 員 17名

委嘱期間 平成31年4月1日～平成33年3月31日までの2年間

氏 名	選 出 区 分	所属及び職名	備 考
吉 藤 清 孝	教 育 職 員	芽室小学校長	
松 井 眞 治	教 育 職 員	上美生小学校長	
大 村 篤 志	教 育 職 員	芽室西小学校長	
吉 本 徹	教 育 職 員	芽室南小学校長	
小 澤 一 記	教 育 職 員	芽室中学校長	
竹 田 義 隆	教 育 職 員	上美生中学校長	
久 保 瞳 則	教 育 職 員	芽室西中学校長	
河 原 貴 子	教 育 職 員	芽室小学校教諭	
鈴 木 美 樹	教 育 職 員	上美生小学校教諭	
千 葉 三 枝	教 育 職 員	芽室西小学校教諭	
児 玉 貴 子	教 育 職 員	芽室南小学校教諭	
平 野 聖 也	教 育 職 員	芽室中学校教諭	
三 村 政 仁	教 育 職 員	上美生中学校教諭	
宮 本 和 也	教 育 職 員	芽室西中学校教諭	
秋 葉 正 昭	学 識 経 験 者	芽室幼稚園長	
有 本 和 晃	関係行政機関の職員	子育て支援課	
清 末 有 二	関係行政機関の職員	子育て支援課	

芽室町教育支援委員会規則（抜粋）

第3条（組織）支援委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

医師、学識経験者、教育職員、児童福祉施設の職員、関係行政機関の職員

○芽室町教育支援委員会規則

昭和60年4月1日教委規則第3号

(設置)

第1条 障害のある又は特別な配慮が必要な就学予定者、児童及び生徒に対して、適切な就学の支援を行うとともに、就学後においても一貫した支援を行うため、芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、芽室町教育支援委員会（以下「支援委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 支援委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 障害のある又は特別な配慮が必要な就学予定者、児童及び生徒の心身の障害の種類及び程度の判断について調査及び審議を行い、その結果を教育長に報告すること。
 - (2) 教育長が特に必要と認めること。
- 2 支援委員会は、障害の状態に応じた適切な教育又は就学指導について必要があると認めるときは、教育委員会に意見を具申することができる。

(組織)

第3条 支援委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験者
- (3) 教育職員
- (4) 児童福祉施設の職員
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 支援委員会に委員長、副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は必要に応じて会議を招集し会務を掌理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(専門委員)

第7条 支援委員会は、専門事項を調査するために専門委員を置くことができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、支援委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成10年教委規則第10号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月30日教委規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

日程第 9

議案第 3 号

芽室町教育研究所所員委嘱の件

芽室町教育研究所運営規則第 2 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするもので
あります。

平成 31 年 4 月 25 日提出

芽室町教育委員会教育長 武田孝憲

芽室町教育研究所職員名簿

職 員 9名

委嘱期間 平成31年4月1日～平成33年3月31日

所 属	職 名	氏 名	備 考
芽室南小学校	校 長	吉本 徹	
芽室西小学校	教 頭	氏家 浩之	
芽室小学校	教 諭	西田 智美	
上美生小学校	教 諭	鈴木 美樹	
芽室西小学校	教 諭	森田 昌宏	
芽室南小学校	教 諭	山田 洋	
芽室中学校	教 諭	千田 真紀	
上美生中学校	教 諭	野村 知未	
芽室西中学校	教 諭	齋藤 修一	

○芽室町教育研究所設置条例

昭和48年6月23日条例第45号

改正

平成27年3月6日条例第10号

芽室町教育研究所設置条例
(設置)

第1条 本町における教育の進歩改善に資するため地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の趣旨に基づき教育研究所（以下「研究所」という。）を設置する。
(名称及び位置)

第2条 研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 芽室町教育研究所
位置 芽室町東3条3丁目1番地
(事業)

第3条 研究所は、次の事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的事項の調査研究
- (2) 教育関係職員の研修及び教育振興に寄与するための調査研究
- (3) その他目的達成のために必要な事項

(職員)

第4条 研究所に所長ほか必要な職員（以下「職員」という。）を置く。

2 職員は、非常勤とし、芽室町立小中学校教職員のうちから委嘱する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、研究所の組織運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月6日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

○芽室町教育研究所運営規則

昭和48年7月14日教委規則第2号

第1条 芽室町教育研究所（以下「研究所」という。）の組織及び運営は、この規則の定めるところによる。

第2条 職員の委嘱は22人以内とし、芽室町内小中学校の推せんをまって教育委員会が行い任期は2年とする。ただし、欠員により委嘱された職員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 運営に要する経費は、町費その他をもって充てる。

第4条 研究所は、研究所の状況及びその成果を教育委員会に報告しなければならない。

第5条 職員の出張にかかる旅費は、職員旅費支給条例（昭和26年条例第23号）に準ずる。

第6条 その他研究所の運営に必要な事項は、芽室町内小中学校の意見を聞いて研究所長が定める。

附 則

この規則は、昭和48年7月14日から施行する。

附 則（昭和52年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年教委規則第2号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

日程第 10

議案第 4 号

第 12 地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件

第 12 地区教科書採択教育委員会協議会規約第 9 条第 2 項ただし書きの規定に基づき、委員代理者を選任しようとするものあります。

平成 31 年 4 月 25 日提出

芽室町教育委員会教育長 武田 孝憲

平成 31 年度第 12 地区教科書採択教育委員会協議会委員代理人

職名 芽室町教育委員会学校教育課長

氏名 松浦智幸

任期 自 平成 31 年 4 月 1 日
至 平成 32 年 3 月 31 日

第12地区教科書採択教育委員会協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、第12地区教科書採択地区（昭和39年5月4日付け北海道教育委員会告示第90号）内の町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、第12地区教科書採択教育委員会協議会と称する。

(協議会を設ける町村の教育委員会)

第3条 協議会は、次に掲げる町村の教育委員会（以下「関係町村教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 音更町教育委員会
- (2) 士幌町教育委員会
- (3) 上士幌町教育委員会
- (4) 鹿追町教育委員会
- (5) 新得町教育委員会
- (6) 清水町教育委員会
- (7) 芽室町教育委員会
- (8) 中札内村教育委員会
- (9) 更別村教育委員会
- (10) 大樹町教育委員会
- (11) 広尾町教育委員会
- (12) 幕別町教育委員会
- (13) 池田町教育委員会
- (14) 豊頃町教育委員会
- (15) 浦幌町教育委員会
- (16) 本別町教育委員会
- (17) 足寄町教育委員会
- (18) 陸別町教育委員会

第2章 組織

(組織)

第4条 協議会は、委員18人をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、関係町村教育委員会の教育長をもって充てる。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、円滑な運営に資するとともに責任を明確にするため、次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長1名

(3) 監事2名

2 役員は、委員が互選する。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で役員が交代した場合における後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 監事は、会計を監査する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理する。

第3章 会議

(会議の招集)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の招集は、開催の日時、場所及び会議に付すべき案件をあらかじめ委員に通知して行うものとする。

(会議の運営)

第9条 会長は、協議会の会議の議長となる。

2 第11条に定める調査委員会の報告に基づき教科用図書を種目ごとに1種類決定するための協議を行う会議は、委員全員が出席しなければ開くことができない。ただし、委員に事故があるときは、当該教育委員会が指定する代理人が出席するものとする。

3 前項の会議にあっては、原則として委員全員一致により議決するものとする。ただし、十分な議論を尽くしても委員全員の意見が調わない種目については、委員（前項の代理人を含む）による採決を行い、過半数の同意をもって議決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 第2項以外の協議を行う会議は、3分の2以上の委員が出席しなければ開くことができない。

5 前項の会議にあっては、出席委員の過半数をもって議決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 協議会の会議は、非公開とすることができます。

(選定した教科用図書の通知)

第10条 会長は、前条第3項の規定により教科用図書を選定したときは、遅滞なく関係町村教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

第4章 調査委員会

(調査委員会の設置)

- 第11条 協議会は、規則等の定めをもって調査委員会を設置する。
- 2 協議会は、調査委員会に教科用図書に関する専門的な調査研究を行わせ、その結果を報告させるとともに、必要に応じて調査委員会の意見を聞くことができる。
- 3 調査委員会の委員は、協議会が指定する町村教育委員会の推薦に基づき、協議会が決定する。
- 4 前項の規定により調査委員会の委員が決定したときは、当該委員が所属する学校等の存する、又は居住する町村の教育委員会は、当該委員を委嘱するものとする。

(調査研究結果の報告)

- 第12条 調査委員会が協議会に調査研究の結果を報告する場合は、調査研究の経過、内容、具体的な資料（小委員会で作成したものも含む。）、少数意見等を取りまとめた資料を作成し、行うものとする。
- 2 協議会は、調査委員会に必要な意見を求める場合において、教科用図書の優劣の順位を求めてはならない。

第5章 議事録及び資料の公表

(議事録等の作成)

- 第13条 協議会は、協議の経過、採択の理由等を明確にしておくため、議事録等を作成し、整備するものとする。

(公表の方法)

- 第14条 協議会の会議の議事録及び第12条第1項の資料については、関係町村教育委員会において、教科用図書を採択した後、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲内で、遅滞なく公表するよう努めるものとする。
- 2 その他公表に当たって必要な事項は、協議会において定めるものとする。

第6章 経費の支弁の方法及び会計年度

- 第15条 協議会に関する経費は、関係町村教育委員会の負担金をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 補則

- 第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成27年6月22日から施行する。

日程第 1 1

議案第 5 号

芽室町学校給食運営協議会委員委嘱の件

芽室町学校給食センター条例施行規則第 8 条第 1 項並びに第 2 項の規定に基づき、
委員を委嘱しようとするものであります。

平成 31 年 4 月 25 日提出

芽室町教育委員会教育長 武田 孝憲

芽室町学校給食運営協議会委員名簿

	所属等	氏名	備 考
1	学 校 (校長会)	ヨシフジ 吉 藤 清 孝	芽室小学校校長 (新任) H31. 4. 1~
2	学 校 (教頭会)	ヨコヤマ 横 山 一 仁	芽室中学校教頭
3	学 校 (養護教諭)	ヨシダ 吉 田 かおる	芽室小学校養護教諭
4	〃	ウエムラ 植 村 靖 子	芽室西小学校養護教諭
5	〃	チダ 千 田 ルイ 依	上美生中学校養護教諭
6	関係団体	スギヤマ 杉 山 美 希	芽室小学校保護者
7	〃	ホリ 堀 美 希	芽室西小学校保護者
8	〃	アンドウ 安 藤 佳 苗	芽室南小学校保護者
9	〃	ヤマブキ 山 吹 しづえ	芽室中学校保護者
10	〃	ササキ 佐々木 敦 子	芽室西中学校保護者
11	〃	キタミツ 北 密 大 士	上美生小・中学校保護者
12	学識経験者	ソネ 曽 根 義 繼	芽室町学校薬剤師

【任期：平成30年6月1日～平成32年5月31日】

○芽室町学校給食センター条例施行規則

昭和49年4月18日教委規則第1号

(協議会の組織)

第8条 協議会は、委員14人以内をもって組織し、学校及び関係行政機関の職員及び
関係団体の代表者並びに学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 前項に規定する委員の任期は2年とし、補充委員の任期は、前任者の残任期間と
する。

日程第 1 2

議案第 6 号

芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

平成 31 年 4 月 25 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

芽室小学校学校運営協議会委員名簿

委 員 15名

委嘱期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日までの1年間

氏 名	役 職 等	備 考
高 橋 仁 美	麻生町内会長	
早 苗 雅 晃	保護者代表・PTA会長	
高 桑 衣 佳	保護者代表・家庭教育学級長	
市 川 良 二	めむろ子供センター統括支援員	
岩 野 真 志	学識経験者	
福 田 良 雄	南が丘西町内会長	
秋 葉 正 昭	芽室幼稚園長	
片 桐 和 江	民生委員児童委員	
吉 藤 清 孝	校長	
大 宮 秀 夫	教頭	
藤 川 淳	主幹教諭	
金 曾 奈穂美	教諭	
小 西 早百合	教諭	
船 越 雄 人	教諭	
山 口 真奈美	教諭	

芽室西小学校学校運営協議会委員名簿

委 員 10名

委嘱期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日までの1年間

氏 名	役 職 等	備 考
高井宏司	地域住民	
白銀孝志	学識経験者	
西尾一則	学識経験者	
寺町智彦	保護者	
千葉和範	地域住民	
佐々木敦子	地域住民	
岡田幸造	地域住民	
大村篤志	校長	
氏家浩之	教頭	
渡部美智子	教諭	

芽室南小学校学校運営協議会委員名簿

委 員 11名

委嘱期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日までの1年間

氏 名	役 職 等	備 考
安 藤 博 秀	地域住民	
中 捨 智 也	地域住民	
畠 山 大 輔	地域住民	
伊 藤 健 治	地域住民	
早 苗 朗	地域住民	
田 中 光 彰	地域住民	
谷 口 将	P T A会長	
吉 本 徹	校長	
佐 藤 貴 光	教頭	
安 村 美 幸	教諭	
酒 井 奈 己	教諭	

芽室中学校学校運営協議会委員名簿

委 員 15名

委嘱期間 平成31年4月1日～平成32年3月31までの1年間

氏 名	役 職 等	備 考
土屋直道	学識経験者	
北和男	地域住民	
成瀬靖彦	地域住民	
常通由喜枝	地域住民	
佐藤道子	地域住民	
小椋孝雄	商工会	
島影由里香	社会教育委員	
清末有二	町子育て支援課地域コーディネーター	
篠永靖男	PTA会長	
小澤一記	校長	
横山一仁	教頭	
加藤伸啓	主幹教諭	
大橋一博	教諭	
阿部貴之	教諭	
上野嗣弥	教諭	

芽室西中学校学校運営協議会委員名簿

委 員 10名

委嘱期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日までの1年間

氏 名	役 職 等	備 考
福田 剛	地域住民	
大友 貴弘	地域住民	
櫻井 香代	西小保護者	
堀田 勝海	民生児童委員	
口田 由加	保護者	
福井 栄子	地域住民	
池戸 夏波	地域住民	
河合 進一	有識者	
久保 瞳則	校長	
宗形 真恵	教頭	

上美生小中学校学校運営協議会委員名簿

委 員 15名

委嘱期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日までの1年間

氏 名	役 職 等	備 考
河 口 啓 明	上美生地区協議会	
斎 藤 直 裕	上美生社会教育協会	
岡 崎 亘	上美生地区山村留学推進協議会	
宮 西 優 公	上美生町内会	
金 本 優	上美生駐在所	
藤 原 美 香	民生児童委員	
片 倉 誠	上美生保育所保護者の会	
駒 井 俊 彦	PTA会長	
廣瀬 裕 美	PTA母の部	
竹 田 義 隆	上美生中学校長	
野 島 真里子	上美生中学校教頭	
荒 木 成 宜	上美生中学教諭	
松 井 真 治	上美生小学校長	
三 寺 康 裕	上美生小学校教頭	
久 萬 兼一郎	上美生小学校教諭	

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成 31 年 2 月 28 日教育委員会規則第 1 号

(委員)

第 3 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15 人（二以上の学校について一つの協議会を設置する場合にあっては、20 人）以内とし、校長の推薦を受け、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。ただし、次の第 4 号に規定する校長については、校長の推薦を要しないものとする。

- (1) 地域住民
 - (2) 保護者
 - (3) 協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）の運営に資する活動を行う者
 - (4) 設置学校の校長、その他教職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適當と認める者
- 2 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は、速やかに新たな委員を任命するものとする。
- 3 委員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任用)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

日程第 1 3

議案第 7 号

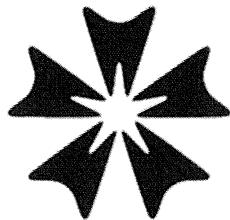
芽室町の部活動のあり方に関する方針策定の件

芽室町の部活動の在り方に関する方針について、決定しようとするものであります。

平成 31 年 4 月 25 日提出

芽室町教育委員会教育長 武田 孝憲

芽室町の部活動の在り方に関する方針



平成 31 年 4 月
芽室町教育委員会

1 本方針の策定の趣旨等

学校における部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、スポーツや文化活動を通して学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養などのほか、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり、活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びや経験の場として教育的意義が大きいものである。

また、生徒の学校生活等の影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々との触れ合いや様々な体験を通してバランスのとれた生活や心身の成長に配慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要がある。

本方針は、学校教育の一環として行われる中学校段階での部活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の環境を整えるという観点に立ち、スポーツ庁が定めた「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁が定めた「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や、北海道・北海道教育委員会が定めた「北海道の部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、合理的でかつ効率的・効果的に行われる部活動の在り方を念頭に策定するものである。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に基づき毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 部活動顧問は、学校の活動方針に基づき、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記の活動方針及び活動計画等を学校だよりなどにより公表し、保護者や生徒に周知する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の人数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全性の確保、教員の負担軽減の観点から、円滑に部活動が実施できるよう、

適正な数の部を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることを踏まえ、可能な限り部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 運動部活動の適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、部活動の実施に当たっては、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月 文部科学省)に基づき、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、過度な練習が必ずしも体力・運動能力の向上に繋がらないこと等を理解するとともに、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう指導を行うこと。

ウ 校長及び運動部顧問は、気象庁等の情報等に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮するとともに、場合によっては、活動の変更や中止も視野に柔軟に対応するものとする。

(2) 文化部活動の適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（バランスの取れた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部顧問は、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう指導を行うこと。

(3) 部活動用指導手引の活用

校長は、部活動顧問に対し、関係団体等が作成した部活動用指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うよう指導する。

4 適切な休養日の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ① 学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設ける（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上は休養日とする。）。
- ② 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とする。
- ④ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ⑤ 活動時間は、長くとも平日では 3 時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は 4 時間程度とし、1 週間の活動時間は、長くとも 16 時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が 2 時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）が 3 時間程度となるよう、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ⑥ 中体連や中文連等が主催する大会やコンクール等の出場のため、やむを得ず上記の時間を延長して活動する場合は、大会等の開催日から起算して 1 か月前からとし、校長の承認のもと生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう配慮する。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるよう部活動の設置について努める。

イ 校長は、少子化に伴う部員の減少等により、単一の学校では特定の競技・文化活動を行うことができない場合は、複数校による合同部活動の取組を推進する。

(2) 地域との連携

ア 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ・文化活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実情に応じて、地域のスポーツ・文化関係団体との連携や保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域がともに子ども育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化活動の環境整備に努める。

イ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化活動の環境の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等（地域からの要請により参加する地域の行事・催し等を含む。）の全体像を把握し、参加する大会等を精査する。

7 その他

ア 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は部活動顧問に対して、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること、指導に当たっては、体罰や生徒の人間性・人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されないことなどを指導・徹底する。

イ 部活動顧問は、生徒のリーダー的な資質や能力の育成とともに、協調性・責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。

日程第 14

議案第 8 号

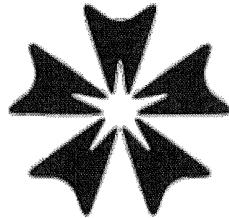
芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定の件

芽室町立学校における働き方改革推進プランの改定について、決定しようとするものであります。

平成 31 年 4 月 25 日提出

芽室町教育委員会教育長 武田 孝憲

芽室町立学校における 働き方改革推進プラン



**平成30年6月
(平成31年4月改定)
芽室町教育委員会**

はじめに

学校や社会を取り巻く環境が変化し、子どもたちが抱える課題が多様化する中、学校や教職員に求められる役割は拡大し、その内容も複雑化、多様化する状況にあります。加えて新学習指導要領における外国語教育、道徳教育など教育活動の充実や、「主体的・対話的で深い学び」（アクティブラーニング）への対応など、教職員が取り組むべき課題はますます増加し、教職員の長時間労働が問題となっています。

平成28年度に北海道教育委員会が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が、小学校で2割、中学校で4割を超えており、当町においても同様の傾向があるものと認識しています。

教員が授業や授業準備に集中し、子どもたちと向かい合う時間を確保し、健康でいきいきとやりがいを持って働きながら、学校教育の質を高められる環境を構築することは大変重要です。

こうしたことから、芽室町教育委員会として、学校現場の業務改善に向けた取組に関し、北海道教育委員会の取組を参考にしながら、校長会及び教頭会とも協議を進め、今後、取組んでいく必要がある事項を整理しました。

I 働き方改革推進プランの性格

- ・ 本プランは、町内全ての学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定するものであります。
- ・ 本プランについては、今後の北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

II 取組の方向性

- ・ これまでの働き方を見直し、教育が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教員の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。
- ・ 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、北海道、町、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもたちと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

III 働き方改革推進プランの目標及び期間

本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、当面の目標を次のとおり設定し、取組期間は平成30年度から32年度までの3年間とします。

1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全学校でゼロを目指します。

この目標を達成するために、教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。

【働き方改革を進めるため、平成32年度末に目指す指標】

- | | |
|---|------|
| 1 部活動休養日を完全に実施（年間Ⓐ（平日週1日52日
十週末週1日52日）+Ⓑ学校閉庁日9日（ⒶとⒷの重
複分を除く。）している部活動の割合 | 100% |
| 2 変形労働時間制を活用している学校の割合 | 100% |
| 3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合 | 100% |
| 4 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合 | 100% |

IV 具体的な取組

1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

1) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・ 教職員定数改善や加配制度の充実等について、国や北海道教育委員会に対する要望を継続して行います。
- ・ 全ての小学校で35人以下の少人数学級を編成とともに、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒に対して、教育活動指導助手や学校支援員を配置します。
- ・ 新学習指導要領への移行を円滑に進められるよう、外国語指導助手2名体制とし、各小学校に派遣します。

2) I C Tの活用促進

- ・ 全教職員に一人1台整備している校務用パソコンを活用した情報の共有化や業務の効率化を図っています。

3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

- ・ 学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援するとともに、全ての学校に学校運営協議会を設

置し、地域とともにある学校づくりに取組んでいきます。

4) 学校徴収金の徴収・管理業務の負担軽減

- 教材費などの徴収等事務は、口座振替での対応を促進するとともに、地域や学校の事情に応じて事務職員等が業務を行うなど、教員の業務とならないよう促します。

2 部活動指導にかかる負担の軽減

1) 部活動休養日等の完全実施

- 生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があることから、全ての部活動における休養日等の実施に向けた取組を進めます。

① 部活動休養日の実施

- 学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設ける（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上の休養日とする。）こと
- 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること
- 学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とする

② 部活動の活動時間

- 活動時間は、長くとも平日で 3 時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は 4 時間程度とし、1 週間の活動時間は、長くとも 16 時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が 2 時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）が 3 時間程度となるよう、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱の詳細については、「芽室町の部活動の在り方に関する方針」による

2) 外部指導者の配置等の検討

- 部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、外部指導者の協力や各種大会や練習試合等への生徒引率も可能な部活動指導員の配置を検討します。

3) 複数顧問の効果的な活用

- ・可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置し、かつ、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取組を行います。

3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

1) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を積極的に取り入れ、勤務時間について意識を持って勤務するよう、意識啓発に努めます。
- ・月2回以上の「定時退勤日」、「消灯時間の設定」等、学校の実情に応じた取組や年2回以上の「時間外勤務等縮減強化週間」の徹底などの取組を推進します。

2) 長期休業期間における「学校閉庁日」の取組推進

- ・学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日の取組を推進します。

① 実施目的

- ・職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため

② 設定期間

ア 年末年始の休日は、学校閉庁日として設定

イ 夏季休業期間中は、学校の事情に応じて特定の3日間を、年休、夏休、振替等を活用し、学校閉庁日と同様の取組を推進します

- ・休暇取得を強制しない

・出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うものとする

③ 部活動の取扱

- ・部活動休養日に設定

④ 保護者への周知

- ・各学校が通知を保護者に発出

3) 勤務時間を客観的に把握する仕組みの検討

- ・各学校と具体的な方法について協議の上、勤務時間を客観的に把握する仕組みを検討します。

4) 管理職のマネジメント研修等の実施

- ・様々な機会を通じ、管理職が自ら勤務時間を意識するように促し、各学校での時間外

勤務縮減に向けた取組を推進します。

5) 主幹教諭等の配置の推進等

- ・ 学校がいじめや不登校などの生徒指導上の諸問題など、様々な課題を抱える中、校長のリーダーシップの下、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭の配置とともに国の加配を活用するなどの取組を推進します。

6) 事務機能の強化と業務の効率化

- ・ 教員と事務職員との間での一層の業務の連携等により業務を見直し、事務機能の強化と業務の効率化を図ります。

4 教育委員会による学校サポート体制の充実

1) 調査業務の見直し

- ・ 学校に送信する書類を精査し、縮減に努めます。
- ・ 各種団体等からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動などの各種団体からの家庭向け配布物について、当該団体に対して、学校の負担軽減に向けた協力を要請します。

2) 勤務時間等に関する制度活用

- ・ 変形労働時間制度、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における勤務時間の割振り変更など、これら制度が有効に活用されるよう取組を推進します。

3) メンタルヘルス対策の推進

- ・ メンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックの実施や面接指導が受けれることができる体制を整備し、教職員の健康管理対策を実施します。

4) 学校行事の精選・見直し

- ・ 学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促します。

5) 保護者や地域住民等の理解を得るための取組の促進

- ・ 少年団活動の指導にかかる教職員についても、関係団体に対し部活動指導休養日の取組内容や、日本スポーツ少年団の活動の基本的考え方を踏まえた在り方の理解促進を図るとともに、教員の時間外勤務縮減の取組に対する保護者、地域住民、役場各課の理解促進を図ります。

「芽室町立学校における働き方改革推進プラン」新旧対照表（参考）

現 行	改 定 後	参 考															
<p>芽室町立学校における働き方改革推進プラン (平成 30 年 6 月 14 日芽室町教育委員会決定)</p> <p>はじめにからⅡまで (略)</p> <p>III 働き方改革推進プランの目標及び期間</p> <p>本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、当面の目標を次のとおり設定し、取組期間を平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。</p> <p>1 週間当たりの勤務時間が 60 時間を超える教員を全校でゼロにします。</p> <p>この目標を達成するために、教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。</p> <p>【働き方改革を進めため、平成 32 年度末に日指す指標】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 部活動休養日を完全に実施 (年間 73 日) している部活動の割合</td> <td style="width: 10%;">・ 100%</td> </tr> <tr> <td>2 变形労働時間制を活用している学校的割合</td> <td>・ 100%</td> </tr> <tr> <td>3 定時退勤日を月 2 回以上実施している学校の割合</td> <td>・ 100%</td> </tr> <tr> <td>4 学校開学日を年 9 日以上実施している学校の割合</td> <td>・ 100%</td> </tr> </table> <p>IV 具体的な取組</p> <p>1 (略)</p> <p>2 部活動指導にかかる負担の軽減</p> <p>1) 部活動指導日等の完全実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動休養日を週 1 回以上設けていますが、スポーツ庁のガイドラインを踏まえ、適切な部活動のあり方を見直します。 ・ 定期テスト期間前 3 日間や職員会議日の部活動を休止とするよう取組みます。 ・ 月に 1 日以上は、土日又は祝日を部活動休養日とします。 ・ 夏季休業期間中は上記以外に特定の 3 日間を部活動休養日とします。 <p>① 部活動休養日の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週 1 日以上は、休養日を実施する (年間 52 日以上) ・ 月に 1 日以上は、土曜日、日曜日又は祝日に休養日を実施する (年間 12 日以上) 	1 部活動休養日を完全に実施 (年間 73 日) している部活動の割合	・ 100%	2 变形労働時間制を活用している学校的割合	・ 100%	3 定時退勤日を月 2 回以上実施している学校の割合	・ 100%	4 学校開学日を年 9 日以上実施している学校の割合	・ 100%	<p>芽室町立学校における働き方改革推進プラン (平成 30 年 6 月 14 日芽室町教育委員会決定) (平成 31 年 4 月 25 日芽室町教育委員会決定予定)</p> <p>はじめにからⅡまで (略)</p> <p>III 働き方改革推進プランの目標及び期間</p> <p>本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、当面の目標を次のとおり設定し、取組期間を平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。</p> <p>1 週間当たりの勤務時間が 60 時間を超える教員を全校でゼロにします。</p> <p>この目標を達成するために、教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。</p> <p>【働き方改革を進めため、平成 32 年度末に日指す指標】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 部活動休養日を完全に実施 (年間③(⑤と⑥の重複を除く。) している部活動の割合</td> <td style="width: 10%;">・ 100%</td> </tr> <tr> <td>2 变形労働時間制を活用している学校的割合</td> <td>・ 100%</td> </tr> <tr> <td>3 定時退勤日を月 2 回以上実施している学校の割合</td> <td>・ 100%</td> </tr> <tr> <td>4 学校開学日を年 9 日以上実施している学校の割合</td> <td>・ 100%</td> </tr> </table> <p>IV 具体的な取組</p> <p>1 本方針の策定の趣旨等 (略)</p> <p>また、生徒の学校生活や等の影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを通じてバランスのとれた生活や心身の成長とともに、教員や様々な体験を通してバランスのとれた生活や心身の成長に配慮することも、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があることを考慮して、部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があります。</p> <p>IV 具体的な取組</p> <p>1 (略)</p> <p>2 部活動指導にかかる負担の軽減</p> <p>1) 部活動指導日等の完全実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動休養日を週 1 回以上設けていますが、スポーツ庁のガイドラインを踏まえ、適切な部活動のあり方を見直します。 ・ 定期テスト期間前 3 日間や職員会議日の部活動を休止とするよう取組みます。 ・ 月に 1 日以上は、土日又は祝日を部活動休養日とします。 ・ 夏季休業期間中は上記以外に特定の 3 日間を部活動休養日とします。 <p>① 部活動休養日の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設ける (平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日 (以下「週末」という。) は少なくとも 1 日以上の休養日とする。) こと <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 適切な休養日の設定</p> <p>部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるように、以下を基準とする。</p>	1 部活動休養日を完全に実施 (年間③(⑤と⑥の重複を除く。) している部活動の割合	・ 100%	2 变形労働時間制を活用している学校的割合	・ 100%	3 定時退勤日を月 2 回以上実施している学校の割合	・ 100%	4 学校開学日を年 9 日以上実施している学校の割合	・ 100%
1 部活動休養日を完全に実施 (年間 73 日) している部活動の割合	・ 100%																
2 变形労働時間制を活用している学校的割合	・ 100%																
3 定時退勤日を月 2 回以上実施している学校の割合	・ 100%																
4 学校開学日を年 9 日以上実施している学校の割合	・ 100%																
1 部活動休養日を完全に実施 (年間③(⑤と⑥の重複を除く。) している部活動の割合	・ 100%																
2 变形労働時間制を活用している学校的割合	・ 100%																
3 定時退勤日を月 2 回以上実施している学校の割合	・ 100%																
4 学校開学日を年 9 日以上実施している学校の割合	・ 100%																

<p>・ 学校閉学日は部活動休養日とする（年末年始の休日6日）</p> <p>・ 夏季休業期間中は上記以外に特定の3日間を部活動休養日とします</p> <p>・ 上記を基本に1年の1/5以上の休養日を実施する</p> <p><u>365日×1/5 = 73日</u></p> <p>週1日 52日+月1日 12日+学校閉学日 9日（夏季休業期間に取組を推進する3日を含む） = 73日</p> <p>※1 休養日には朝練習や自主練習も行わないこと</p> <p>※2 大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合（※4）は、代替的休養日を実施すること</p> <p>② 部活動の活動時間</p> <p>・ 平日は2～3時間程度で終了すること（生徒の最終下校時刻を設定）</p> <p>・ 土曜日、日曜日、祝日及び長期休業期間中は、次の※3、※4に該当する場合を除き、平日程度で終了すること</p> <p>※3 大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿を行う場合</p> <p>※4 中体連等が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合</p>	<p>・ 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること</p> <p>・ 学校閉学日を設定する場合は、その期間を休養日とする</p> <p>② 部活動の活動時間</p> <p>・ 活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度となるよう、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的な活動を行う。</p> <p>③ 部活動の活動時間</p> <p>・ 活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度となるよう、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的な活動を行う。</p> <p>④ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。</p> <p>⑤ また、生徒が十分な休養を取ことができることとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。</p> <p>⑥ 活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度となるよう、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的な活動を行う。</p> <p>※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱の詳細については、「茅室町の部活動の在り方に関する方針」による</p> <p>以下（略）</p>
---	---